

当該検査に 関与した 検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

「1(6)制御器 接触器、継電器及び運転制御用基板」の記入上の注意

番号	検査項目	検査結果				昇降機番号	担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格			
1	機械室							
(1)	機械室							
(2)	機械室							
(3)	機械室							
(4)	救出装							
(5)	開閉器及び遮断器							
(6)	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する) (該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 () ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する) (該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 (なし) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可	最終交換日 平成 23年 3月 16日 #6					
	接触器、継電器及び運転制御用基板							
		適・否 (確認不可)	最終交換日 平成 22年 10月 27日 #B4					
(7)	ヒューズ							
(8)	絶縁 電動							
	電動							
	制御							
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路							
	制御器等の回路の150V以下の回路							

「1(12)綱車と主索のかかり」の記入上の注意

(10)	踏床選択機						
(11)	減速歯車						
(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (0.0 mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	5.0 mm			

建築物等の名称:	登録番号
----------	------

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(13)		軸受						
(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否	○			
			保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルク レンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機 にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否				
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (3.3 mm) 要是正となる基準値 (3.0 mm)	右 4.4/4.4 mm 左 4.4/4.4 mm				
			ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定					
			要是正となる基準値 (mm)					
			プランジャーストローク					
			イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)					
(15)	そらせ車							
(16)	電動機							
(17)	電動発電機							
(18)	駆動装置等の耐震対策							
(19)	速度	定格速度 (60 m/min)	上昇 下降					
2	共通							
(1)	かご側 調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の 126.7 %)	76 m/min	○				
		キャッチの作動速度 (定格速度の 136.7 %)	82 m/min					
(2)	釣合おもり 側調速機	キャッチの作動速度(かご側キャッチの作動速度の %)	m/min					

「1(14)プランジャーストローク」の記入上の注意

- 改善措置不要ブレーキの場合
「イ」を選択。「イ」の場合の判定は「指摘無し」(※)
この時、「ロ」「ハ」の基準値・実測値の記入不要
(※)プランジャーストロークのみの判定。その他告示別表第1で
示す検査事項は各検査により判定しなければならない。
 - 要改善ブレーキの時、「ロ」「ハ」のいずれかを選択し
その判定をする。基準値と測定値を記入し比較する。
 - 改善措置不要ブレーキか要改善ブレーキかは製造者
資料で判断すること。
- 【注意】
製造者によっては、「イ. 構造上対象外」の場合、
「8. 上記以外の検査項目」もしくは「特記事項」に独
自の検査判定を記載させる指示がある。（業務基準
書 P235 下「○定期検査報告書等の記入方法の解
説」に記載あり。）
本紙にも「8.上記以外の検査項目」欄に記入例を示す。

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
「6(7) かご非常止め装置」欄の巻胴式エレでの注意事項						
(6)	ビット床	○				
(7)	かご非常止め装置	型式 早ぎき式 ・ (次第ぎき式) ・ スラックロープ式				
		作動の状況 イ. 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放うして確認 (○) 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認				
(8)	かご下綱車	○				
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部					
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 (ばね式) ・ 油入式 ・ 緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御 ・ (その他) 前回の定期検査時 (190 mm)	180 mm	○		
(11)	移動ケーブル及び取付部			○		
(12)	ビット内の耐震対策				○	○
(13)	駆動装置の主索保護カバー			○		
(14)	かごの軌			○		
「1(14) 構造上対象外」の製造者指定の検査項目記入確認						
(1)	かご呼び戻し装置					
(2)	一次消防運転					
(3)	二速					
(4)	予備					
(5)	その他					
8	上記以外の検査項目					
(1)	1(14)「ブレーキ対策」 ブレーキスイッチの動作確認			○		
「特記事項」への耐震関係既存不適格の記入						
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月	
2(5)	主索及び調速機ロープ取付部	耐震取付け状況	設置時期にて既存不適格と判断	平25国告第1047号を満足する耐震化		
業務基準書「4.1.10 既存不適格該当検査事項及び既存不適格を設置時期で判定する事項」(197頁)に耐震関係の既存不適格を「設置時期」で判定した場合、「特記事項」欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記入指示あり。						
建築物等の名称:						
登録番号						